

奥久慈国有林の地域別の森林計画書

(奥久慈森林計画区)

自 平成28年4月1日
計画期間
至 平成38年3月31日

関東森林管理局

奥久慈国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、奥久慈森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間である。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 一は、該当がないものである。

奥久慈森林計画区の位置図



凡 例	
	森 林 管 理 署 等 界
	森 林 計 画 区 界
	国 有 林
	森 林 管 理 署
	森 林 事 務 所

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1) 森林の整備及び保全の目標	11
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	12
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	15
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
(2) 立木の標準伐期齢	17
(3) その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	17
(1) 人工造林に関する基本的事項	17
(2) 天然更新に関する基本的事項	18
(3) その他必要な事項	19
3 間伐及び保育に関する事項	20
(1) 間伐の標準的な方法	20
(2) 保育の標準的な方法	21
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	24
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	24
(4) その他必要な事項	24
6 森林施業の合理化に関する事項	25
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	25
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	25

(4) その他必要な事項	25
第4 森林の保全に関する事項	26
1 森林の土地の保全に関する事項	26
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	26
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	27
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(4) その他必要な事項	27
2 保安施設に関する事項	27
(1) 保安林の整備に関する方針	27
(2) 保安施設地区に関する方針	27
(3) 治山事業に関する方針	27
(4) その他必要な事項	27
3 森林の保護等に関する事項	28
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	28
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	28
(3) 林野火災の予防の方針	28
(4) その他必要な事項	28
第5 計画量等	29
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	29
2 間伐面積	29
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	29
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	30
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	36
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	36
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	37
(3) 実施すべき治山事業の数量	37
第6 その他必要な事項	38
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	38
2 その他必要な事項	39
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	40
別表2 保安林の指定施業要件	45
別表3 保安林の種類別の伐採の方法	47
別表4 自然公園区域内における森林の施業	48
別表5 砂防指定地の森林の施業	49

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、福島県の南部に位置し、な か が わ那珂川広域流域に属している。東は磐城森林計画区、西は栃木県の那珂川森林計画区、北は阿武隈川森林計画区、南は茨城県の八溝多賀森林計画区にそれぞれ接し、「中通り」と呼ばれる地域の一部を占める東白川郡の棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の3町1村を包括している。

当計画区の総面積は、62千haで県土の5%を占めている。森林面積は49千haで、うち国有林は22千haであり、森林面積の44%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、東部が阿武隈高地、西部が八溝山地に大別される。

阿武隈高地は、福島県東部の中通り地方を中心として宮城県から茨城県に至っており、弓張堂山(658m)、朝日山(797m)、三鉢室山(871m)等、南北に連なる起伏の小さい丘陵地帯としての特色がある一方で、侵食の進行に伴い多数の谷が形成され、急傾斜地になっているところも見られる。

八溝山地は、福島県白河市南部から茨城県と栃木県の県境付近を南下し、筑波山に至っており、福島県棚倉町と茨城県大子町に跨がって座す八溝山(1,022m)を主峰とし、高笠山(922m)、大笠山(875m)等の山々を擁している。上中流部は概して穏やかだが、下流部の渓岸沿いの斜面は急峻なところが多く見られる。

(イ) 水系

主なる河川は、八溝山地を源とする久慈川で当計画区のほぼ中央を南流し、わた せ が わ渡瀬川、川上川、小田川等の支流と合流し、茨城県大子町を経て日立市と東海村の間で太平洋に注いでいる。また、計画区北東部の山地を源とする鮫川は、北流した後、南東に流れを変え、四時川と合流し、いわき市勿来を経て太平洋に注いでいる。

水利用については、上流部では主に農業用水、発電用水として、中下流部では農業用水、上水道用水及び工業用水等として利用されており、水系の上流域にある森林は、水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壤

(ア) 地質

阿武隈高地の南部は、先カンブリア紀の堆積層が火山活動によって変成作用をうけた古生代の変成岩類、中生代の火山活動により貫入した花崗岩類及び日立鉱山として採掘が行われた日立古生層により構成されている。

八溝山地においては、砂岩、頁岩、凝灰岩、チャートなど古生代末期～中生代に堆積した地層により構成されている。また、久慈川流域の中央部には新第三紀における海底火山の噴火活動による砂岩等の堆積物や発達した断層活動によって太平洋から日本海ま

で直線的に伸びる棚倉破碎帯が形成されている。久慈川はこの断層に沿って直線的に流れている。

当計画区は、比較的安定した地盤と考えられ、従来から地震による被害の少ない地域とされている。しかし、急峻な地形又は断層が形成されている地域等においては、国土保全に十分配慮することが求められている。

(イ) 土壤

土壤は、褐色森林土が大部分を占め、局所的に黒色土・地下水土壤（グライ土壤）等がみられる。

八溝山地は、一部を除き土壤の理学的性質に富んでいる適潤肥沃な土壤が多い。阿武隈高地は、概して風化が進み、粘質で堅密となった腐植の浸透が浅い土壤を主体とするが、上方から崩落した土が堆積した箇所では理学的性質に富んでいる良好な土壤がみられる。

黒色土は主に阿武隈高地の山麓緩斜地に分布しており、火山噴出物を母材とした残積土で偏乾性土壤となっている。

一般に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、地下停滞水の影響を受けるグライ土壤では、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては十分な配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、太平洋型気候に属し、降水量は梅雨期から台風期にかけて多く、6～9月の4ヶ月で年間降水量の約5割に達する。

年平均降水量は約1,400mmであり、全国の年平均降水量である1,700mmに比べ降雨量は少ないが、阿武隈高地では多雨傾向となっている。

年平均気温は11～12℃で積雪も極めて少ないものとなっているが、12月から2月にかけては、寒さが厳しいため、幼齢造林地は寒風害が発生する可能性があることから、配慮が必要である。

エ 森林の概況

当計画区は、地形、気象、土壤等の自然条件に恵まれていて、林木の生育に適しており、古くから林業活動が産業として定着し、県内において「奥久慈林業地」として広く知られ、最も人工林化の進んだ地域のひとつとなっている。一方で、貴重な天然林も多く分布していることから、その維持・保全を行うことにより、生物多様性を確保することが求められている。

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約14千haで森林面積の69%を占め、樹種別にはスギ50%、ヒノキ32%、アカマツ10%、その他8%となっている。

齢級配置は、I～IV齢級(1～20年生)が7%、V～VIII齢級(21～40年生)が31%、IX齢級以上(41年生～)が62%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

生育状況は、県内の他の地域に比較して良好であり、スギを主体とする充実した人工林資源を有している。阿武隈高地に多く分布するアカマツ人工林は、広葉樹の進入が多く見られるため、公益的機能の維持増進を図る観点から、これらの広葉樹を含めて多様な森林への誘導を推進する必要がある。また、松くい虫被害は小康状態で推移しているものの、依然として確認されていることから、健全な森林状態を維持する必要がある。

これらの人工林のうち、良質な木材の生産が困難な林分についても、国土保全、水源涵養機能の維持・向上のための森林整備を図ることが求められている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は約6千haで、森林面積の31%を占めている。

八溝山地東域と阿武隈高地全域に広がる二次林は、アカマツ、コナラ等を主体とした林分が多く、生育は概ね中庸である。また、八溝山地には、貴重な天然生アカシデ、ケヤキ林が保護林として保存されているほか、ブナ、ケヤキ、ミズナラを主体とする自然度の高い広葉樹林が分布しており、人工林と調和した美しい景観を形成している。

これらの天然林は、野生動植物の重要な生息・生育地となっていることから、その維持・保全の取組が重要である。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の総人口は、福島県人口の2%に当たる約33千人で、年々減少傾向にある。

就業者人口は約17千人で、産業別の就業者割合は第1次産業が12%、第2次産業が38%、第3次産業が50%となっている。県平均と比べて第1次産業の比率が高く、第3次産業の比率は低いものの、首都圏に近い立地条件を活かした企業誘致等により、年々第3次産業の比率が上がってきていている傾向にある。

イ 土地の利用状況

当計画区内の土地の総面積約62千haのうち、森林は78%（49千ha）を占めており、森林率については、県平均に比べて高くなっている。このことからも、水源の涵養、災害の防止、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において、当計画区内の森林が極めて重要な役割を果たしていることが伺える。

また、耕地面積は土地面積の8%となっている。

ウ 交通網

JR水郡線が南北に縦貫して茨城県の水戸市と福島県の郡山市を結び、奥久慈清流ラインの愛称で親しまれ、四季を問わず川の景色を楽しめる路線として知られている。

基幹道路は、国道118号及び349号が南北に縦貫するとともに、国道289号が東西に横断して県道、町村道を結ぶことにより、地域の路網が整備されている。

また、これらの基幹道路は、東北地方と首都圏を結ぶ東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、福島空港等による高速交通網への連絡道としての役割を果たしている。

エ 地域産業の概況

第1次産業のうち、農業は稻作、畜産を中心に、こんにゃくいも、トマト、いちご等が栽培されており、近年は野菜と花き等を組み合わせた経営が行われている。林業は、「奥久慈林業地」として知られ、スギ材の東日本有数の産地の一つであり、地域産業の大きな基盤となっている。

第2次産業は、棚倉町を中心として精密機械や電子部品等の企業が多く進出し、多様な産業が発展しつつあるほか、地場産業である木炭の生産においては、県全体の生産量の約半数を占めている。

第3次産業は、棚倉町を中心に商業が発展している。また、八溝山及び矢祭山、滝川渓谷、山本不動公園など優れた景勝地や温泉等の自然資源を背景に、行政と地域が一体となり観光業を振興している。

オ 林業・林産業の概況

計画区内には森林組合が1組合あり、造林、保育、生産、販売等の事業を通じて地域産業の中で重要な役割を果たしている。民有林の森林保有状況を見ると、5ha未満の零細所有者が大部分を占めており、20ha以上の所有者は僅か5%に過ぎないことから、施業等の集約化が課題となっている。林業就業者数は増加傾向にあるが、第1次産業のうち林業の占める割合は13%にとどまり、依然として林業就業者の高齢化及び農山村の過疎化、木材需要の変化等による木材の低価格化など、林業・林産業のおかれている環境は厳しいものとなっている。

しかし、当計画区は、スギ、ヒノキを主体とした人工林化が推進され、特に、棚倉町、塙町を中心にスギ材の産地化がなされ、首都圏市場では「奥久慈材」、「八溝材」として知られた県内を代表する林業地帯となっている。

こうした中、塙町に国内最大規模の製材工場が稼働したことを契機に木材流通センターなど地域が連携して素材生産から製材、加工、販売までを行う、一貫した地域材の流通システムが構築されており、高性能林業機械の普及も伴い製材工場で取り扱う地域材の入荷量が増加している。国有林においても安定供給へ貢献するため、協定に基づくシステム販売により、木材を直送している。

さらには、これまで林地に放置されていた小径材の販路開拓、また、立木販売においては、端材等の林地残材を木質バイオマス燃料等として利活用する取組も進められており、今後も木材の有効活用・木材自給率の向上に向けて、国有林と民有林関係者が連携を強化していくことが求められている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年分（平成23年度～平成27年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成27年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策等に寄与すべく実施したが、生育状況を考慮し、実行を一部見合させたことや小径木の多い林分を優先して実施したこと等から、材積・面積ともに計画を下回った。

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収造林の契約相手方の意向により契約の延長（伐期の延長）を行ったこと等から、計画を下回った

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	164,690	286,132 (3,399)	124,803	257,066 (2,672)

（注）前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

（2）人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林により更新を計画したが、主伐終了後の更新の一部を今期計画期間で行うこととしたため、人工造林の実行面積は計画より下回った。

天然更新は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、しいたけ原木の広葉樹が放射性物質に汚染された影響から主伐を見合せた分収造林の契約延長によるもの、主伐終了後の箇所で今期計画期間内に更新完了を予定しているものがあることから、計画を下回った。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	631	165	344	52

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、既設林道の有効活用を図るとともに、森林作業道等の簡易な路網を優先して作設した結果、計画を下回った。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかつた台風などの集中豪雨による被災箇所、老朽化が著しい緊急性の高い路線について優先して実施した結果、計画を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	35,410	35	17,626	3
うち林業専用道	10,310	—	17,626	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き伐り（本数調整伐）、災害箇所の復旧を目的とした渓間工、山腹工を計画したが、抜き伐り（本数調整伐）については、森林の生育状況等を考慮し、一部の森林で実行を見合せたことや、保安施設については、緊急性の高い地区のみの実施にとどまったことから、計画を下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	78	—	44	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、水源の涵養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林のもつ多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考えに沿って、民有林と一層の連携強化を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの森林・林業の再生

ア 地域と連携した森林・林業再生の推進

森林・林業・木材産業の生産基盤の早期復興を図るため、県、町村が計画する「ふくしま森林再生事業」と連携した「国有林野事業における放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業」に取り組み、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復を推進するとともに地域の生活基盤の復興に寄与する。

また、森林は多面的機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進する。具体的には、国有林材の安定供給体制の構築、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用等、木材需要の創出を図ることとする。さらには、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が、時間の経過とともに樹木の枝葉幹から土壤表層などに移行しつつあることを踏まえ、伐採・搬出（作業路作設）に当たっては、必要に応じて表土流出防止や土壤保全措置等を講じるなど、土砂流出を抑制するため、最大限の配慮を行うこととする。

イ 森林の除染

森林の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」や「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省策定）」等に基づくこととし、落葉堆積有機物の除去による土壤流出のおそれがある場合は、土のう袋や丸太柵を設置するなど必要な対策を行うこととする。

また、除染の実施に当たっては、従事する者の安全確保を図ることが除染を確実に進める上で大切であることから、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）等に基づくこととする。

なお、除染関係ガイドラインにおいて、森林除染に関する新たな考え方が追加された場合は、その内容を踏まえた取組を進めることとする。

ウ 仮置場等の敷地としての提供

地方公共団体等から、除染に伴う除去土壤等の仮置場等を国有林に設置したいとの要請があった場合は、可能な限り協力することとする。

なお、この場合、地方公共団体等による二次汚染の防止や地域住民の同意が必要である

ことに留意する。

(2) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮

当計画区の国有林は、主として久慈川等の源流部に位置し、下流域の水源地として重要な役割を果たしている。特に八溝山系には急峻な地形が多く、局所的に山腹崩壊が発生し、集中豪雨等により土砂崩壊、流出等が発生している箇所が見られることから、当該地域の半数が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている。

このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策を行うこととする。

また、人工林における下層植生の生育を促進し、土壤の团粒構造の発達及び侵食の防止効果を向上させるための抜き伐り（本数調整伐等）を行い、土砂流出の抑制を図るとともに水源涵養機能等の向上を図る。

(3) 生活環境の保全

集落周辺の水質の向上、大気の浄化及び土砂流出の抑制を図るため、根系が深くかつ広く、枝葉が多い健全な林木を育成するための間伐や適切な保育を行い、地域住民の生活環境の維持・保全に努めるものとする。

(4) 生物多様性の保全

八溝山地一帯は、良好な自然環境を維持しているとともに、山頂付近は貴重な林木の遺伝資源があることから、その維持・保全を基本とした適切な管理を行う。

また、野生生物の生育・生息環境を維持するため、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を創出し、更にこれらを捕食する希少猛禽類等の採餌場としての機能も期待するなど、各施業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(5) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

八溝山周辺の天然林は、身近な自然観察の場として活用されているほか、宮川上流部の山本不動渓谷では、キャンプ等の野外活動が行われている。今後も四季を通じて多様な森林景観を提供できる森林の総合利用を進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、森林とのふれあい活動が控えられている実態にあることから、レクリエーションの森等の空間放射線量の公表を進めるなど、レクリエーションの森の安全・安心のP Rに努めるものとする。

(6) 林産物の有効活用

人工林では、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能等を高めるため、若齢林を中心に間伐等の抜き伐りを適切に実施する。また、利用期に達した人工林については、地球温暖化防止に貢献するため、森林による二酸化炭素吸収量を確保する観点から主伐と再造林による森林資源の若返りを積極的に図る。

良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜

き伐り等により針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な主伐や間伐等の森林施業により発生する木材については、資源の有効活用を図る観点から、木材の需要動向等を踏まえ、利用可能なものについて積極的に搬出し、原木の安定供給に努めるとともに、民有林と連携した森林整備を図り、地域における林業の成長産業化の推進に寄与する。

(7) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵庫として重要な役割を果たしており、これまで、間伐等を着実に実施することで二酸化炭素の吸収量確保に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、我が国の人造林資源の齢級構成は50年生付近をピークとして年々高齢化してきており、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図るとともに、将来の二酸化炭素吸収量を確保することが求められている。

このため、着実な間伐の実施に加え、主伐と再造林による森林資源の若返りを図る取組を積極的に進めていくこととする。

また、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図るとともに、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面 積	備 考
総 数		21,504.32	
市 町 村 別 内 訳	棚 倉 町	5,719.31	
	矢 祭 町	3,106.46	
	塙 町	9,005.73	
	鮫 川 村	3,672.82	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び棚倉森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、さらには放射性物質の影響等も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、

渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、渓間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	14,442.71	14,240.26
	育成複層林	682.43	878.45
	天然生林	5,634.28	5,640.71
森林蓄積 m ³ /ha		200	206

(注) 1 育成单層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成单層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成单層林へ導くための施業」という。）。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に单層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

* 1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

* 2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

* 3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2 現況については、平成27年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項
特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成单層林へ導くための施業

育成单層林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合はその範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうつ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であって、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、必要に応じて伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齡構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齡で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成单層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齡等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帶状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 抜伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状抜伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあっては、おおむね10ha以下とする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の

維持増進が図られる森林について、下記を考慮の上実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マツ ク ロ マツ	カラマツ	針 葉 樹 (その他)	ク ヌ ギ	広 葉 樹 (用 材)	広 葉 樹 (その他)
全 域	45	50	40	40	55	15	65	20

(注) 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壤等の自然的条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキのほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。加えて、苗木の選定については、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図るとともに、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本／ha

ス ギ	ヒ ノ キ
3,000	3,000

(注) 1 育成複層林へ導くための施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失すことのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期(年)					間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒノキ	30	40	(50)	(65)		
アカマツ	30	40	(50)	(65)		
カラマツ	30	40	(50)	(65)		

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ						←	○	→		←	△	→			
	ヒノキ						←	○	→		←	△	→			
	アカマツ				←	△	→			←	△	→				
	カラマツ				←	○	→		←	△	→					
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→		←	○	→	
	アカマツ							←	△	→		←	△	→		
	カラマツ						←	○	→			←	△	→		

(注) 1 △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

(1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

(3) 2回目の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。

3 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐等及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期化、抾伐による複層林化、抾伐以外の方法による複層林化を推進する。

具体的には、立地条件に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林

へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあっては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び立地条件に応じて伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壤の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林化により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法

別表1の3のとおり定める。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	54	160
うち林業専用道	8	17

(注) 現状については、平成27年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m／ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(4) その他必要な事項

特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体质強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るために、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能の活用に加え、システム販売による製材工場等への直送を推進し、原木の安定供給に貢献する。

(4) その他必要な事項

特になし。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項 (該当する保安林種等)	備 考	
市町村	地 区				
棚 倉 町	(3~5、7~16、23~29、31、34、35)、36、37、(38)		水源の涵養、 土砂流出の防備	水源 土流 砂防	1,704.73 586.17 18.43
	計	2,306.00			
矢 祭 町	(58~63)		水源の涵養	水源	475.72
	計	475.72			
塙 町	39~41、(42~46、51~57、88~94、96、97、100)		水源の涵養、 土砂流出・崩壊の防備	水源 土流 土崩 砂防	1,970.37 1,578.53 11.48 14.96
	計	3,579.01			
鮫 川 村	(115、117、128、129、270)		土砂崩壊の防備	土崩 砂防	2.97 5.12
	計	10.35			
総 数		6,371.08			

(注) 1 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。

2 面積は、小班単位で集計。

3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意する。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、II－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からII－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止、軽減する事前防災・減災の考え方立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、渓間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したもの導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、国有林における被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講じることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

当計画区の国有林においては、野生鳥獣による森林被害は確認されていないものの、阿武隈高地においてツキノワグマの複数の目撃情報があるほか、ニホンジカの生息域の拡大が懸念されるため、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとする。

また、被害が発生した場合は、関係機関等と連携し、効果的な被害予防対策や個体数管理に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,309	1,274	35	804	771	33	505	503	2
うち前半 5年分	650	634	16	369	354	15	281	280	1

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総 数	6,433
うち前半5年分	3,386

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	2,064	97
うち前半5年分	886	60

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	総数			100路線	219,230	11,724	36,130		
自動車道 林業 専用道	棚倉町	旗宿金山 (伊香沢)	旗宿金山 (伊香沢)	3,500	99	—	33	2外	
			俵内	1,800	34	—	49	2外	
			漆草	2,000	82	1,000	1	3	
			高内沢	1,500	24	—	50	4	
			高内	1,000	20	—	39	5	
			細窪支線	1,500	30	—	41	5	
			那須道	2,000	101	—	51	7外	
			大岩平	3,000	138	—	52	15外	
			白子川	900	20	900	2	15	
			小中沢	2,500	104	1,000	3	16外	
			久慈川	4,000	185	2,000	4	18外	
			入会川	3,000	76	—	53	20	
			中之沢入	4,000	145	1,500	5	21外	
			鹿ノ又沢	3,000	80	—	54	23	
			上南方	3,000	135	—	55	24外	
			茗荷(鹿ノ又)	2,600	129	—	32	25外	
			鹿ノ又分線	1,700	68	—	57	25外	
			鹿ノ又支線	5,000	199	—	56	27	
			びん沢	2,100	111	1,000	6	28外	
			極楽沢	1,500	72	—	38	29外	
			小太郎沢	1,000	40	—	47	32	
			日山沢	700	66	700	7	33外	
			鬼ヶ頬・鎌田 (鬼ヶ頬)	800	84	—	30	34	
			奥久慈	3,600	264	—	58	35外	

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班
開設	自動車道 専用道	林業 専用道	棚倉町	大 笹 山	2,000	76	—	59	35
				奥久慈支線	1,000	67	—	60	37外
				鎌 田	1,100	64	—	35	38
				山 本	300	9	—	36	38
			計	28路線	60,100	2,522	8,100		
			矢祭町	地 の 平	2,600	93	1,300	10	61外
				高 笹 山	800	88	800	11	63
				茗 荷 (格上)	1,000	74	1,000	12	58
				茗荷(茗荷)	800	21	—	31	60
				高母衣沢	2,300	51	—	66	64
				大 塙	1,400	67	—	67	64
				桶 地	1,800	57	—	34	65外
				上 関 河 内	1,500	77	—	68	66
				高野谷地	2,000	111	1,000	14	67
				宝 地	2,000	138	1,000	13	68外
				ミハリノ沢	3,100	93	1,500	15	70外
				千 本 平	1,000	103	—	69	70
				桶地支線	2,000	56	—	70	71
				馬 渡 戸	2,000	147	—	71	72
				ヤケゴチ沢	1,200	57	—	72	75
				ヤギ沢支線	1,200	48	—	73	76
				コブノ沢	4,500	181	2,000	16	77外
				追 分 (格上)	800	65	800	17	73
				大 沢 (格上)	1,030	75	1,030	18	73
				モミノ木沢 (格上)	1,600	93	1,600	19	74外

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班
開設	自動車道 林業 専用道	林業 専用道	矢祭町						
			計	20路線	34,630	1,695	12,030		
			塙町	山本	1,500	117	—	36	39外
				奥久慈	1,800	193	—	58	40
				奥久慈支線	3,000	181	—	60	39外
				鎌田	8,400	1,087	—	35	42外
				関沢	2,500	113	—	61	43外
				滝の沢	3,000	134	—	62	44外
				鎌田支線	1,500	67	—	63	45
				鎌田沢	2,500	167	—	64	48外
				鬼ヶ類・鎌田 (鎌田)	3,200	95	2,000	8	50外
				北沢	1,500	79	—	42	53外
				茗荷(茗荷)	1,200	16	—	31	55
				八溝川	4,000	120	2,000	9	55
				八溝川支線	800	8	—	65	55外
				ヤギ沢(千泥)	400	43	400	20	81
				松下沢	1,500	89	—	75	83
				ヤギ沢支線	800	49	—	73	84
				矢殿	5,200	330	2,600	21	84外
				千殿	2,300	111	—	74	81外
				矢殿支線	2,000	115	—	76	86
				谷津川	2,000	142	—	77	92
				四時川	1,800	77	—	78	93
				夜明の沢	1,500	91	—	79	95
				長久木 (格上)	700	79	700	22	95

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班			
開設	自動車道 林業 専用道	林業 専用道	塙 町	大平支線	1,800	80	—	80	96			
				オカスノ沢	2,500	139	1,000	26	97			
				坊木支線	700	123	—	37	97			
				御殿山	600	125	—	46	90外			
				立石	1,500	149	1,000	24	98外			
				折籠	1,700	162	1,700	23	101外			
				石堀子支線	3,600	144	1,800	25	102外			
				ワラビ沢	2,500	122	—	81	101外			
				石堀子	2,000	140	—	45	103外			
				七曲沢	2,000	42	—	82	104			
				トモ沢	2,500	93	—	83	106			
				猿畠	2,300	93	—	84	108外			
				黒下支線	2,500	87	—	85	110外			
				田代	2,000	61	1,000	27	112外			
				黒下	800	290	800	28	112			
			ヒノデ沢	1,000	62	—	86	113				
			計	39路線		83,100	5,415	15,000				
			鮫川村	ヒノデ沢		1,000	97	—	86	114		
				関下		2,600	105	—	87	115		
				越虫		1,500	208	—	43	116外		
九谷地		3,500		174	—	88	117					
羽双		2,500		113	—	89	118					
井堀支線		1,000		43	—	90	120					
井堀		800		93	—	44	121					
赤小名		3,000		158	—	91	122外					
朝日山		1,500		84	—	40	123外					

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考		
開設	自動車道	林業 専用道	鮫川村	青生野支線	1,000	37	—	92	124外		
				姿平	2,000	55	—	93	126		
				蛇口	2,000	75	—	94	127外		
				関口	4,500	171	—	95	128外		
				葉貫	1,500	66	—	96	256		
				野東坂	3,000	88	—	97	258		
				遠ヶ竜	2,000	122	1,000	29	266		
				草木	1,500	126	—	48	271		
				草木支線	1,500	57	—	98	271		
				内ヶ竜	2,000	71	—	99	272		
				鍬木田	3,000	149	—	100	273		
				計	20路線	41,400	2,092	1,000			
拡張	総数			19路線	4,600		4,600				
	自動車道	林道	棚倉町	旗宿・金山 (伊香沢)	200		200		1		
				不動沢	200		200		1		
				樺沢	100		100		11外		
				樺沢支線	100		100		11外		
				大森	300		300		13		
				極楽沢	200		200		30外		
				小太郎沢	300		300		32外		
				近津	100		100		36		
				計	8路線	1,500		1,500			
	矢祭町			茗荷(茗荷)	300		300		58		
				高笠山	300		300		62外		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域	うち前半 5年分	対図 番号	備考
					面積				林班
拡張	自動車道	林道	矢祭町	地の平	300		300		62外
			計	3路線	900		900		
			塙町	鬼ヶ類・鎌田 (鎌田)	500		500		48
				畠の沢	300		300		51外
				北沢	100		100		53外
				八溝川	400		400		56外
				茗荷分線	300		300		7外
				片貝	200		200		91外
				計	6路線	1,800		1,800	
			鮫川村	草木	200		200		271外
				唐露	200		200		258外
			計	2路線	400		400		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保 安 林 の 種 類	面 積	備 考
		うち前半5年分
総 数 (実 面 積)	6,915.54	6,564.68
水源涵養のための保安林	4,484.85	4,150.82
災害防備のための保安林	2,259.84	2,243.01
保健・風致の保存等のための保安林	230.77	230.77

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指 定 又 は 解 除 を 要 す る 理 由
		市 町 村	区 域 (林班)		
指定	総 数			414.72	63.86
水 か ん	計			334.03	—
	棚 倉 町	3、4、5、7、8、9、10、11、 12、14		298.74	—
	塙 町	57、90、92		35.29	—
土砂流出	計			80.69	63.86
	棚 倉 町	35		63.86	63.86
	塙 町	57		16.83	—

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 か ん	水 源 か ん 養 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 数	主な工種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)			
棚 倉 町	3、4、5、7、8、9、11、12、13、14、17、 23、24、25、26、27、31、33、35	19	16	渓 間 工 山 腹 工 本数調整伐
矢 祭 町	58、59、61、62、63	5	3	渓 間 工 山 腹 工 本数調整伐
塙 町	46、47、51、52、53、54、55、56、57、 88、89、90、91、92	14	9	渓 間 工 山 腹 工 本数調整伐
合 計		38	28	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		4,150.82	別表2、3 のとおり	
	棚倉町	3~5、7~14、23~27	1,704.73		
	矢祭町	58~63	475.72		
	塙町	51~57、88~94、96、97	1,970.37		
土砂流出	総数		2,164.70	別表2、3 のとおり	
	棚倉町	29、34~38	586.17		保健林 59.92 砂防指定 3.75 県立特2 262.05 県立特3 25.44
	塙町	39~46	1,578.53		砂防指定 12.17 県立特2 152.44 県立特3 100.41
土砂崩壊	総数		14.45	別表2、3 のとおり	
	塙町	100	11.48		砂防指定 1.13
	鮫川村	115	2.97		
保健林	総数		230.77	別表2、3 のとおり	
	棚倉町	24~26、36、38	142.03		土砂流出 59.92 砂防指定 3.75 県立特2 86.44 県立特3 33.95
	矢祭町	60	50.60		県立特1 43.59
	塙町	54~55	38.14		

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
砂防指定	総 数		38.51	別表5のと おり	
	棚 倉 町	15~16、27~28、31、 36、38	18.43		土砂流出 3.75 保健林 3.75 県立特2 4.08
	塙 町	43~45、100	14.96		土砂流出 12.17 土砂崩壊 1.13
	鮫 川 村	115、117、128~129	5.12		
県立特1	総 数		43.59	別表4のと おり	
	矢 祭 町	60	43.59		保健林 43.59
県立特2	総 数		446.14	別表4のと おり	
	棚 倉 町	25、36~38	293.63		土砂流出 262.05 保健林 86.44 砂防指定 4.08
	塙 町	39、41	152.51		土砂流出 152.44
県立特3	総 数		161.69	別表4のと おり	
	棚 倉 町	25、37	61.28		土砂流出 25.44 保健林 33.95
	塙 町	39、41	100.41		土砂流出 100.41

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水 源 か ん 養 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
保 健 林	保 健 保 安 林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域

2 その他必要な事項
特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積: ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総 数		21,504.32	施業方法について は、II-第3-4-(1)-イのとおり
棚倉町	計	5,719.31	
	1 い～わ 2 全 3 い1～イ 4 い1～ぬ 5 い1～ね 6 い1～り、口～ハ 7 い1～か、口1～ハ 8～9 全 10 い～る 11 い～よ 12 全 13 い1～イ 14 全 15 い～な 16～17 全 18 い1～イ1 19～20 全 21 い～る 22～24 全 25 い1～つ 26～30 全 31 い1～う、口～ハ2 32～34 全 35 い～つ、口1～口3 36 い～む、ハ 37 全 38 い1～る		
矢祭町	計	3,106.46	
	58 い1～に 59 い1～わ 60～63 全 64 い～う2 65 い～る2 66 い1～け 67 い～お 68 い1～よ4 69 全 70 い1～く、口 71 全 72 い1～う 73 い～へ6 74 い1～ね、口 75 い～よ2、ニ 76 い1～の 77 い～た2 78 全 79 い1～か4		

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
塙町	計 39~43 全 44 い1~く、イ3 45~48 全 49 い1~る2 50~51 全 52 い1~む2、ハ 53 全 54 い1~イ2 55~56 全 57 い~イ、ハ1~ハ2 80 全 81 い1~る 82 い~つ 83 い~ね 84 い~の 85 全 86 い~イ1、イ5 87 い~ぬ 88 全 89 い1~う2 90 い1~イ 91 い~の4 92~93 全 94 い~イ1 95 い~む2、口 96~97 全 98 い1~お、イ2 99 い1~く2 100 い1~め2、ハ1、ハ3 101 い1~わ2 102~103 全 104 い~き、口1~口3 105 い1~え 106 い~ふ 107~108 全 109 い1~お、ハ 110 全 111 い~ひ2 112~113 全	9,005.73	施業方法については、II-第3-4-(1)-イのとおり
鮫川村	計 114~116 全 117 い1~う2、口 118~119 全 120 い~る2 121 い~う2 122 い~ぬ 123 い~ら、口 124 い~ち 125 い1~そ3	3,672.82	

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
鮫川村	126 い～わ2 127 い～な3 128 い1～む6 129 い～た、口 256 全 258 い～な2 266 い～ひ 267 い～や 268 全 269 い～こ 270 い～し 271 い1～す2、口～ニ 272 い1～こ 273 全		施業方法について は、II-第3-4-(1)-イの とおり

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		2,301.34	
棚 倉 町	計 15 ぬ、れ 16 に、か～よ 27 ろ、へ 28 い、る2、か 29 い～ろ 31 は2、れ～そ1、む3、ロ 34 く 35 れ～つ 36 い～む、ハ 37 全 38 ほ～へ、ち～る	664.76	施業方法について、II-第3-4-(1)-イのとおり
塙 町	計 39～41 全 42 に～あ 43 全 44 い1～く、イ3 45 い～る2、た～イ 46 全 57 ～2、よ1～よ2、た2、れ3、そ2、つ3～ね、ハ2 100 い1～ろ、わ3、そ2、ハ1	1,626.14	
鮫 川 村	計 115 い、～8～～9、ち、り2 117 ろ、～2～～3 128 ほ3、と 129 よ3～よ4 270 そ～つ	10.44	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 計		502.91	
棚 倉 町	計 10 る 15 ち～る、か～そ 16 は～ほ、ぬ、か～た 24 り1～ぬ 25 は～に、わ1～か、れ～つ 26 へ3、そ6 27 ろ～ほ 28 い～ろ 31 む2～む3 36 い、～～わ 38 ほ～ち	196.07	施業方法については、II-第3-4-(1)-イのとおり
矢 祭 町	計 60 と～り	50.60	
塙 町	計 54 ぬ2、る2～る3、わ2～わ4、イ1～イ2 55 わ～か 84 る1～る2 85 に1～な 86 る1～る4	256.24	

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

単位 面積 : ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			32.49	択伐とする
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林	棚 倉 町	15 ち、り、る、か、よ、 た、そ 16 は、ほ、ぬ、た 27 は、に、ほ 28 ろ 31 む2	32.49	

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた</p>

事項	基準
	<p>り帶状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採の方法

保 安 林 の 種 類	伐 採 の 方 法
水 源 か ん 養 保 安 林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐。</p>
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐。</p>
保 健 保 安 林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐。</p>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

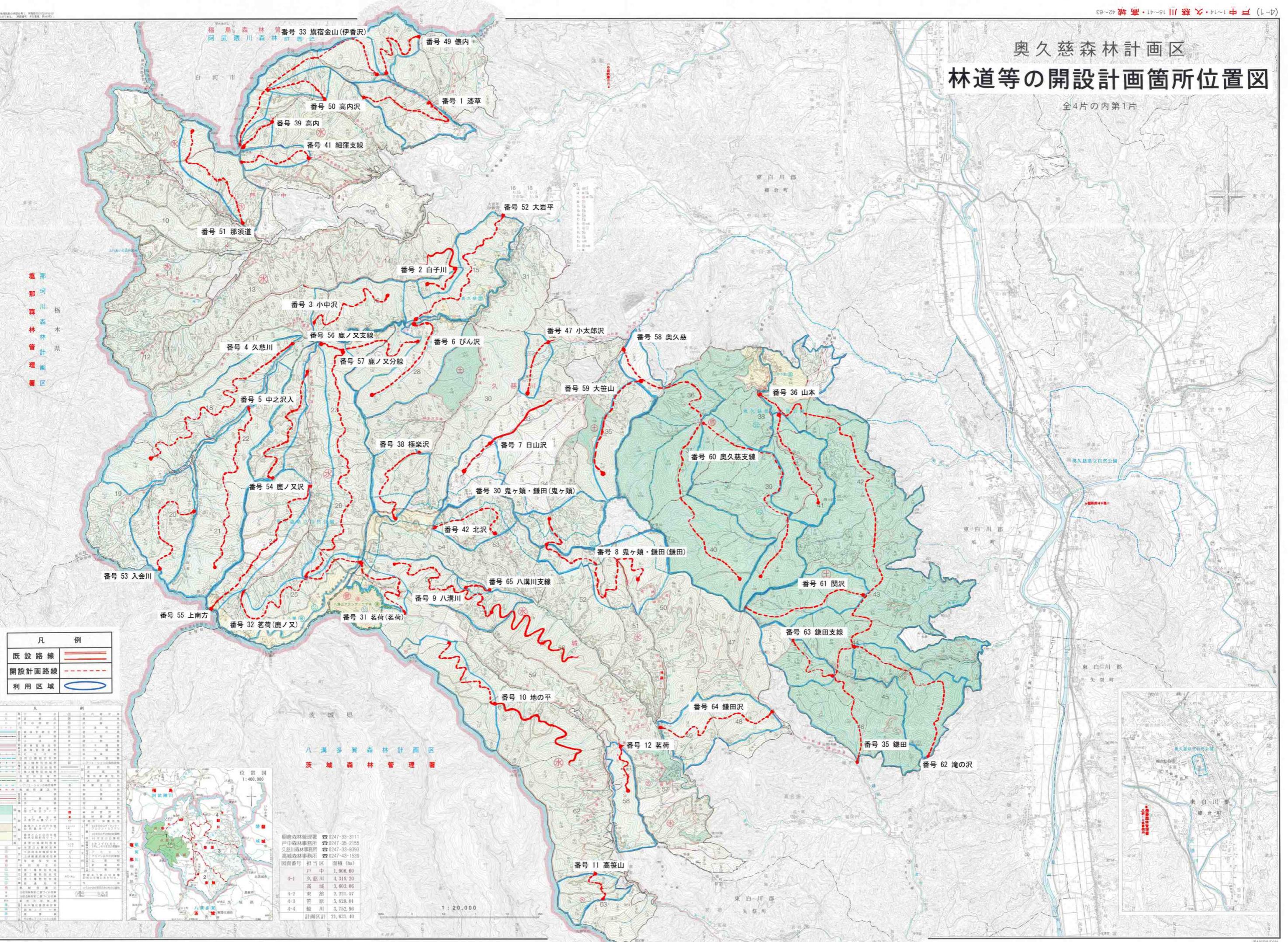
特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことが出来る。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 砂防指定地の森林の施業

区分	施業の方法
砂防指定地	「福島県砂防指定地等管理条例」(平成15年3月24日福島県条例第43号)及び「同施行規則」(平成15年3月24日福島県規則第21号)による。

奥久慈森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

全4片の内第1片

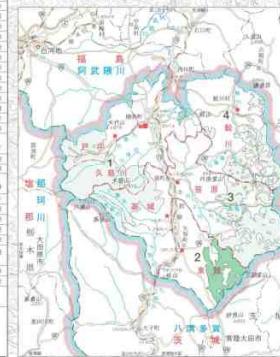


この地図は、国土総務省の測量地図を基に作成された。測量地図は公的測量の結果に基づくものである。(測量地図の利用規約)

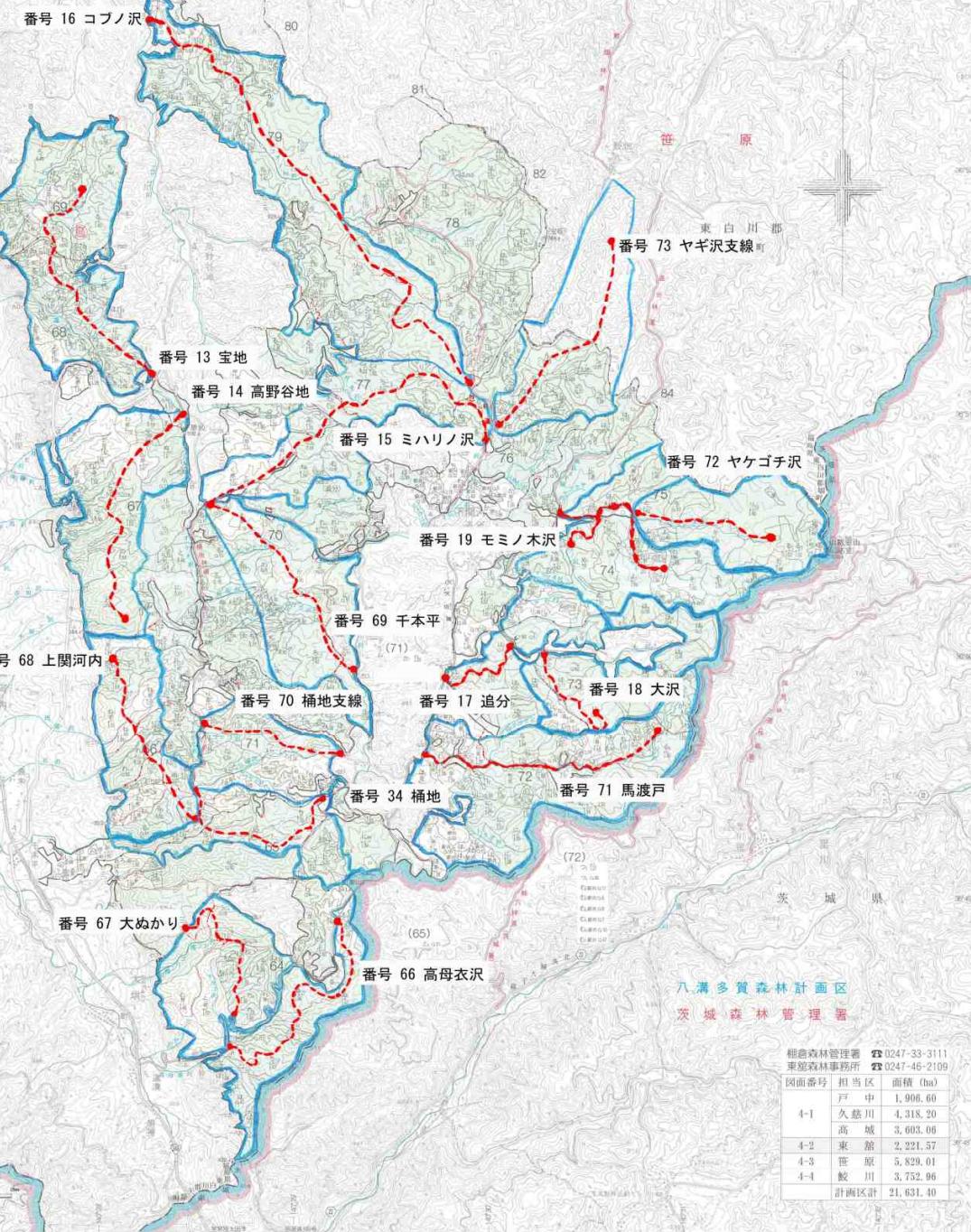
奥久慈森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

全4片の内第2片

凡 例	
既設路線	=====
開設計画路線	- - - -
利用区域	○



1:20,000



八溝多賀森林計画区
茨城・森林管理署

細谷森林管理署	
東館森林事務所	0247-33-3111 0247-45-2109
面積番号	担当区域
4-1	中 1,906.60
高 城 3,603.06	
4-2	東 館 2,221.57
4-3	西 原 5,829.01
4-4	鮫 川 3,752.86
計画区計	
	21,631.40